

議案第 5 2 号

三田市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定について

三田市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 2 年 6 月 7 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

三田市特別用途地区建築条例（平成16年三田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第50条」の次に「並びに第106条」を加え、「特別用途地区内」を「都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に規定する特別用途地区内」に改める。

第2条を次のように改める。

（適用区域）

第2条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、阪神間都市計画特別用途地区に係る都市計画の決定又は変更の告示をした次に掲げる区域とする。

- (1) シビックゾーン地区
- (2) 大規模集客施設制限地区

第5条を第10条とし、第4条第1項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 第3条第3項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
- (3) 法第87条第2項において準用する第3条第1項若しくは第3項又は第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

第4条第2項中「前項」を「前項第2号」に改め、同条を第9条とする。

第3条の見出し中「特別用途地区内」を「シビックゾーン地区内」に改め、同条第1項中「対象区域」を「シビックゾーン地区内」に改め、同条第2項中「対象区域」を「シビックゾーン地区内」に改め、「又は第8項本文」を削り、同条第3項第3号中「50%」を「50パーセント」に改め、同条の次に次の5条を加える。

（大規模集客施設制限地区内の建築制限等）

第4条 大規模集客施設制限地区内においては、劇場、映画館、演芸場若しくは観

覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるものは、建築してはならない。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第5条 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前条の規定（同条の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(4) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第137条の17に規定する類似の用途相互間におけるものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと。

2 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は適用しない。

（既存の建築物の用途変更に係る類似の用途）

第6条 令第137条の18第3項の規定により指定する類似の用途は、令第137条の17に規定する類似の用途とする。

（建築物の敷地が特別用途地区の内外にわたる場合等の措置）

第7条 建築物の敷地が特別用途地区の内外にわたる場合における第3条及び第4条の規定の適用については、その敷地の過半が特別用途地区に属するときには、

建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年9月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例による改正後の三田市特別用途地区建築条例第9条の規定は、この条例の施行の日以後にした行為に該当する者に対する罰則について適用し、同日前にした行為に該当する者に対する罰則の適用については、なお従前の例による。